

平成30年度決算に基づく俱知安町の財政健全化判断比率等の公表

◆ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
俱知安町	—	—	7.4	76.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	35.00	35.00	

◆ 公営企業における資金不足比率

	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	地方卸売市場事業 特別会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

1 実質赤字比率 一般会計の赤字をみる指標

俱知安町の基本となる一般会計等（普通会計）の赤字についての指標です。実質赤字比率は、一般会計等が対象で、※標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差引いた額の割合で赤字を判断する指標です。

平成30年度は、実質収支額が262,311千円と実質赤字額がないため、実質赤字比率は「—（数値なし）」となっています。

【実質収支額】

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
一般会計等	8,104,182	7,828,071	276,111	13,800	262,311

算出式

$$\begin{array}{l} \text{(実質収支)} \qquad \qquad \qquad \text{(標準財政規模)} \\ 262,311 \text{ 千円} \times -1 \div 4,943,023 \text{ 千円} = -5.30\% \end{array}$$

※標準財政規模とは、地方公共団体の財政規模を比較するにあたり用いられる事が多い数値で、故に不均一な要素である国庫補助金や地方債、財産収入や寄附金などを除き、地方税、交付金、譲与税、地方交付税、臨時財政対策債など通常経常的にどの団体でも収入されるであろう財源を合計した額のことです。

2 連結実質赤字比率 全会計を連結した赤字をみる指標

一般会計等に水道・下水道・国保・介護などすべての会計を合わせた倶知安町全体の赤字についての指標です。

平成30年度は、全ての会計の実質収支額等を合計すると596,491千円となり連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「-（数値なし）」となりました。

【実質収支額等】

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
一般会計	8,104,182	7,828,071	276,111	13,800	262,311
国民健康保険事業特別会計	591,508	583,263	8,245	0	8,245
後期高齢者医療事業特別会計	177,414	174,675	2,739	0	2,739
介護保険サービス事業特別会計	2,913	2,913	0	0	0
合 計	8,876,017	8,588,922	287,095	13,800	273,295

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰越 すべき財源	資金不足・ 剰余額
公共下水道事業特別会計	655,071	650,853	4,218	0	4,218
地方卸売市場事業特別会計	8,078	5,434	2,644	0	2,644
合 計	663,149	656,287	6,862	0	6,862

会計	流動資産	流動負債	資金不足・ 剰余額
水道事業会計	357,086	40,752	316,334

連結実質収支額（実質収支、資金不足・剰余額合計）	596,491
--------------------------	---------

算出式

$$\begin{array}{l}
 \text{(全会計実質収支等)} \qquad \qquad \qquad \text{(標準財政規模)} \\
 596,491 \text{ 千円} \times -1 \div 4,943,023 \text{ 千円} = -12.06\%
 \end{array}$$

3 実質公債費比率 借金返済の負担をみる指標

俱知安町の標準財政規模に対する、実質的な借金返済額の割合を示す指標です。対象は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等です。

また、実質公債費比率は、早期健全化等の判断基準とともに、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判断に用いられ、18%を超える地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となります。25%が早期健全化基準（いわゆるイエローカード）であり、これを超えると起債が制限されることとなります。35%が財政再生基準（いわゆるレッドカード）とされています。

算出式

$$\frac{\text{①公債費等} - (\text{②基準財政需要額に算入された額} + \text{③特定財源})}{\text{④標準財政規模} - \text{②基準財政需要額に算入された額}}$$

①公債費等

ア 元利償還金の額、イ 公営企業地方債償還財源に充てた繰入金、ウ 一部事務組合等の地方債に充てた負担金補助金、エ 公債費に準ずる債務負担行為、オ 一時借入金利子

②基準財政需要額に算入された額（準元利償還金含む）

ア 災害復旧等に係る基準財政需要額、イ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、ウ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

③特定財源

元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

④標準財政規模

ア 標準税収入額等、イ 普通交付税、ウ 臨時財政対策債発行可能額

【平成28年度】

$$\frac{\text{①}1,023,893 - (\text{②}564,656 + \text{③}147,125)}{\text{④}4,879,021 - \text{②}564,656} = 7.23425\%$$

【平成29年度】

$$\frac{\text{①}1,035,406 - (\text{②}547,538 + \text{③}145,282)}{\text{④}4,927,942 - \text{②}547,538} = 7.82088\%$$

【平成30年度】

$$\frac{\text{①}996,645 - (\text{②}534,862 + \text{③}140,471)}{\text{④}4,943,023 - \text{②}534,862} = 7.28903\%$$

$$(\text{7.23425} + \text{7.82088} + \text{7.28903}) \div 3 = \text{7.4}\%$$

4 将来負担比率 外郭団体を含めて今後発生しうる負担をみる指標

俱知安町のすべての会計と加入している一部事務組合（消防など）が、将来的に負担義務がある金額の合計に対する標準財政規模の割合を示す指標です。

将来的に負担義務がある金額とは、地方債残高、債務負担行為、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等に対する負担見込額及び連結赤字額等が範囲となり、充当可能財源として基金、特定歳入及び基準財政需要額算入見込額を控除したものです。

将来負担比率については、将来発生しうるリスクをみるという点において他の指標とは異なる側面をもつ故、財政再生基準は設定されていません。

350%が早期健全化基準とされています。

算出式

$$\begin{array}{r} \text{① 将来負担額} \quad - \quad \text{② 充当可能財源等} \\ \hline \text{③ 標準財政規模} \quad - \quad \text{④ 算入公債費等の額} \end{array}$$

①将来負担額

ア 地方債現在高、イ 債務負担行為に基づく支出予定額、ウ 公営企業債等繰入見込額、エ 組合等負担等見込額、オ 退職手当負担見込額、カ 設立法人の負債額等負担見込額、キ 連結実質赤字額、ク 組合等連結実質赤字額負担見込額

②充当可能財源等

ア 充当可能基金、イ 充当可能特定歳入、ウ 基準財政需要額算入見込額

③標準財政規模

ア 標準税収入額等、イ 普通地方交付税、ウ 臨時財政対策債発行可能額

④算入公債費等の額

平成29年度以降、基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

$$\begin{array}{r} \text{①} \quad 12,665,560 \quad - \quad \text{②} \quad 9,286,674 \\ \hline \text{③} \quad 4,943,023 \quad - \quad \text{④} \quad 534,862 \end{array} = 76.6\%$$

5 資金不足比率

俱知安町では、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計が対象で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足額が発生した場合に指標が表されます。

平成30年度は、上記会計において資金不足額がないため、資金不足比率は「—（数値なし）」となっています。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力による経営健全化に努めなければなりません。

				平成30年度	
公営企業特別会計	法適用企業	水道事業会計	流動資産総額 ①	357,086	
			流動負債総額 ②	40,752	
			解消可能資金不足額 ③	0	
			資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	316,334	
			事業規模 ⑤	350,744	
			資金不足比率 ④÷⑤	—	
	法非適用企業	特別会計	公共下水道事業	歳入額（翌年度に繰越すべき財源を除く） ①	655,071
				歳出額 ②	650,853
				解消可能資金不足額 ③	0
				資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	4,218
				事業規模 ⑤	260,651
				資金不足比率 ④÷⑤	—
		特別会計	地方卸売市場事業	歳入額 ①	8,078
				歳出額 ②	5,434
				解消可能資金不足額 ③	0
				資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	2,644
				事業規模 ⑤	6,059
				資金不足比率 ④÷⑤	—

※ ③は、①－②<0であれば算入。

この場合④は、①－②＋③>0となる場合は、①－②＋③=0とする。